

## 物品・委託等に係る指名競争入札の実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県が発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他（建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。以下「物品・委託等」という。）の契約において実施する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の規定による指名競争入札に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約担当者 千葉県知事、かい長又は千葉県教育委員会教育長をいう。

(2) 主務課長等 指名競争入札を実施する物品・委託等（以下「当該物品・委託等」という。）の契約に関する事務を分掌する本庁の課長又は出先機関の長等をいう。

(対象)

第3条 指名競争入札に付する契約は、予定価格が5百万円未満の千葉県が発注する物品・委託等とする（予定価格が5百万円以上のもので各部局の「機種等選定・委託事業指名業者選定審査会」において指名競争入札によることとされたものを含む。）。ただし、施行令第167条の2の規定により随意契約によることとされたものを除く。

(指名選定の資格要件)

第4条 契約担当者は、指名業者を選定しようとするときは物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止措置及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を当該物品・委託等の指名業者選定時から入札日までの間、受けていない者としなければならない。

2 前項に規定するもののほか、契約担当者は、指名業者を選定しようとするときは当該物品・委託等の種類又は性質により次の各号に定める要件を有する者でなければならない。

(1) 営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、これらを受けている者

(2) 当該物品・委託等に必要な資格等を有する技術者を専任で配置できる者

(3) 前各号に定めるもののほか、当該物品・委託等の種類又は性質により契約担当者が必要と認める資格要件を有する者

3 価格その他の条件により落札者を決定しようとする場合（以下「総合評価落札方式」という。）の指名業者の資格要件は、別に定めるものとする。

4 施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、当該物品・委託等の入札日前6月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者、会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者は、指名できないものとする。

5 その他指名業者の選定は、別に定める「物品・委託等指名業者選定基準」によるものとする。

(当該物品・委託等の指名通知)

第5条 契約担当者は、施行令第167条の12及び千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第113条第2項の規定による通知は、別記第1号様式に準じて、送付又はその他の方法により指名業者に通知するものとする。

2 指名通知は、千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除き、入札日を含めて10日以上前にしなければならない。

3 第1項に定めるもののほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける当該物品・委託等については、併せて県報に登載して公告をするものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、特例政令の適用を受ける当該物品・委託等の指名通知は、40日以上前とする。

(入札説明書等の縦覧・配布)

第6条 主務課長等は、必要に応じ、通知後速やかに、当該物品・委託等に係る契約書案、入札約款及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）の縦覧又は配布を行うものとする。

(入札の執行)

第7条 入札は2者以上の場合に執行する。

2 入札者が1者である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

3 入札者が指名を辞退する場合は、別記第2号様式により契約担当者へ提出させるものとする。

なお、電子入札システムによる場合は、電子入札システムによる辞退届を提出させるものとする。

(秘密の保持)

第8条 入札終了前までに、指名業者の公表はしないものとする。

(入札結果の公表)

第9条 主務課長等は、落札者の決定後、別に定める公表方法により、速やかに入札結果を公表するものとする。

2 指名競争入札を行った場合は、指名競争入札とした理由及び指名業者選定理由についても併せて公表するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。